

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

(1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

さらに、国民の理解と協力が得られるよう、介護保険財政の見通しを踏まえた保険料等について、積極的に広報を行うこと。

(2) 介護給付費負担金及び介護給付交付金の不足等の理由により介護保険財政に不足が生じた場合にも、財政安定化基金からの貸付けを実施できるよう、基金の取扱いを明確にすること。

2. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための 1,400 億円は確実に確保すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

3. 平成 27 年度制度改正について

平成 27 年度制度改正に当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、地域包括支援センターの円滑な運営を図るため、主任介護支援専門員等

の必要な人員の確保・育成について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

また、生活支援サービス等を担うNPO等の参入促進のための財政支援を充実すること。

② 事業費の上限について、都市自治体において、地域の実情に応じ、サービスの質が担保された多様な事業の展開が求められていることを勘案し、更なる見直しを図り、都市自治体の取組みを支援すること。

(3) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、財政措置を含めて十分な支援を講じること。

(4) 一定以上所得者の利用者負担の引上げや特別養護老人ホームの重点化については、都市自治体の事務負担が過度とならないよう配慮すること。

(5) 制度改正内容について、都市自治体との連携のもと、国民や事業者への周知徹底を図るとともに、都市自治体の事務負担や財政に対する支援措置を講じること。

(6) 制度改正に伴うシステム改修費について、財政措置を充実すること。

4. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

また、現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、都市自治体の意見を踏まえ、人材確保対策を確実に実施すること。

(2) 介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置を拡充するとともに、事業所の勤務環境の改善を図ること。

(3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の

地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。

- (4) 適正なケアプランの作成のため、第三者機関による評価システムの構築を含め、ケアマネジメントの質の評価に向けた取組みを早期に実施すること。

また、介護サービスの内容や質を第三者が評価する仕組みを体系的に確立し、制度化するとともに、受審を促進する仕組みを構築すること。

- (5) 保険者が介護保険事業計画に沿った適正な事業運営ができるよう、訪問介護及び通所介護以外の居宅サービス事業所の指定についても、都市自治体の意見を反映する仕組みとすること。

また、特定施設入居者生活介護事業所の施設の増床等の変更について、市町村介護保険事業計画との整合を図るため、必要な措置を講じること。

5. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

- (2) 介護保険料の算定基礎について、特別控除等の適用対象とし、他制度との整合を図ること。

また、特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象とすること。

- (3) 特別徴収される介護保険料の仮算定と本算定の保険料額に乖離が生じた場合、速やかに平準化が行われるよう制度改正を行うこと。

- (4) 日本年金機構の事務処理を改善し、担保解除後の年金からの徴収が特別徴収に変更されるまでの期間を短縮すること。

6. 要介護認定について

- (1) 認定審査会が更新認定を行うに当たって、当該要介護認定者の心身の状態に変化が見込まれない場合、更なる認定有効期間の延長を行えるよう制度改正を行うこと。

- (2) 要介護認定事務の効率化を図るため、認定事務を更に改善すること。

また、主治医意見書について、対価区分を見直すとともに、迅速な作成のための措置を講じること。

さらに、認定調査事務について、指定市町村事務受託法人への委託が制限され

ることのないよう、保険者の実情に応じ、指定基準を緩和すること。

7. 介護報酬等について

- (1) 平成 27 年度介護報酬改定の影響について、適切な検証を行い、質の高い介護サービスを継続して確保するため、必要な措置を講じること。

また、次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

- (2) 国の官公庁が存在しない地域についても、事業所の健全な運営と質の高い安定したサービスの提供や必要な人材の確保のため、地域の実情を踏まえ、介護報酬の地域区分の見直しを行うこと。

8. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

9. その他

- (1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。
- (2) 施設入所者の補足給付に係る資産要件の勘案については、都市自治体に過重な事務負担とならないよう配慮すること。
また、負担の公平性を確保する観点から、引き続き検討を行うこと。
- (3) 介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設に入所した者について、適用除外施設入所前の都市自治体の被保険者となるよう住所地特例の取扱いを見直すこと。
- (4) 認知症研修体制を制度上に明確に位置付け、従事者の対応能力の向上を図ること。

また、若年性認知症について、総合的に支援できる相談員の養成・研修を制度

上に明確に位置付けること。

- (5) 若年性認知症者の雇用継続や就労支援を充実するため、企業等に対する補助制度を創設すること。
- (6) 持続可能な制度を構築するため、介護保険運営の広域化を含めた制度改正の検討を行うこと。
- (7) グループホーム等のスプリンクラー設置に係る補助額を拡大すること。
- (8) 介護サービス利用料について、税制上の介護費控除を創設すること。
- (9) 介護療養病床の転換については、保険料及び都市自治体の財政負担が増大しないよう配慮するとともに、都市自治体等の意見を十分尊重すること。